

感震ブレーカー・家具転倒防止器具の設置を補助します。

大野城市防災器具購入費等補助金



感震ブレーカーまたは家具転倒防止器具、若しくはその両方を自宅に設置した時にかかった費用の一部を補助します。

対象となる機器や補助の要件などについて不明な点がございましたら、補助対象防災器具を購入する前に危機管理課に相談してください。

要件を満たさない場合など、補助できないことがあるので注意してください。

補助対象者

申請日時点で大野城市に住んでいて、**令和8年4月1日以降**に感震ブレーカー若しくは家具転倒防止器具、またはその両方を購入・設置した人
※ 申請する人と自宅の所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている必要があります。

補助回数

1世帯につき1回

補助上限額

- ①感震ブレーカー 8,000円
 - ②家具転倒防止器具 6,000円
- ※ ①② それぞれ1回ずつ申請可能

補助対象経費

感震ブレーカーまたは家具転倒防止器具(補助器具を含む)の購入費・設置費

※以下の費用は対象経費に含まれませんので、注意してください。

- (1) 配送にかかる経費
- (2) 保守点検その他維持管理にかかる費用
- (3) 感震ブレーカー・家具転倒防止器具購入にポイントを利用した分
- (4) 支払ったことを証する書類(領収書など)が確認できない費用

補助対象となる防災器具

感震ブレーカー

●分電盤タイプ

一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付き住宅用分電盤(JWDS0007付2)の規格で定める構造及び機能を有するもの

●簡易タイプ

一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けたもの(特定機器のみの電気を遮断するものを除く。)

家具転倒防止器具

●家具を柱、壁、天井等に固定し、転倒防止に有効と認められる器具(L字型金具、突っ張り棒、転倒防止ベルト、転倒防止チェーン等)

●家具を柱、壁、天井等に固定せず、家具転倒防止器具の補助として設置する器具(マットやストッパー等)

※ 補助器具(マットやストッパー等)は家具転倒防止器具と同時に購入したものに限りです。

【問い合わせ先】

大野城市役所 危機管理課 消防・防災担当
〒816-8510 大野城市曙町2丁目2番1号
TEL 092-580-1899(直通)・FAX 092-573-7791
E-mail kikikanri@city.onojo.fukuoka.jp



申請書類等については裏面を確認してください。

申請書類

- ① 大野城市防災器具購入費等補助金交付申請書【市様式あり】
- ② 大野城市防災器具購入費等補助金交付請求書【市様式あり】
- ③ 設置した補助対象防災器具の品名(型番)が確認できるもの(取扱説明書、パッケージ、カタログ等)
- ④ 補助対象防災器具設置後の写真
- ⑤ 補助事業に要した費用を支払ったことを証する書類(領収書等)の写し
- ⑥ 補助対象経費及びその内訳が記載された見積書等の写し(設置に工事を伴う場合)

※ 申請書類は、大野城市危機管理課で配布しています。市ホームページからダウンロードもできます。



申請方法

感震ブレーカー・家具転倒防止器具を購入・設置後、申請書類を危機管理課に提出

感震ブレーカーとは？

感震ブレーカーは、地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具です。感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段です。

補助対象の感震ブレーカー

補助対象となる感震ブレーカーは、「一般社団法人日本配線システム工業会」の認証または、「一般財団法人日本消防設備安全センター」の推奨を有しているものが対象です。

商品を購入する際には、必ず認証マークの有無をご確認ください。



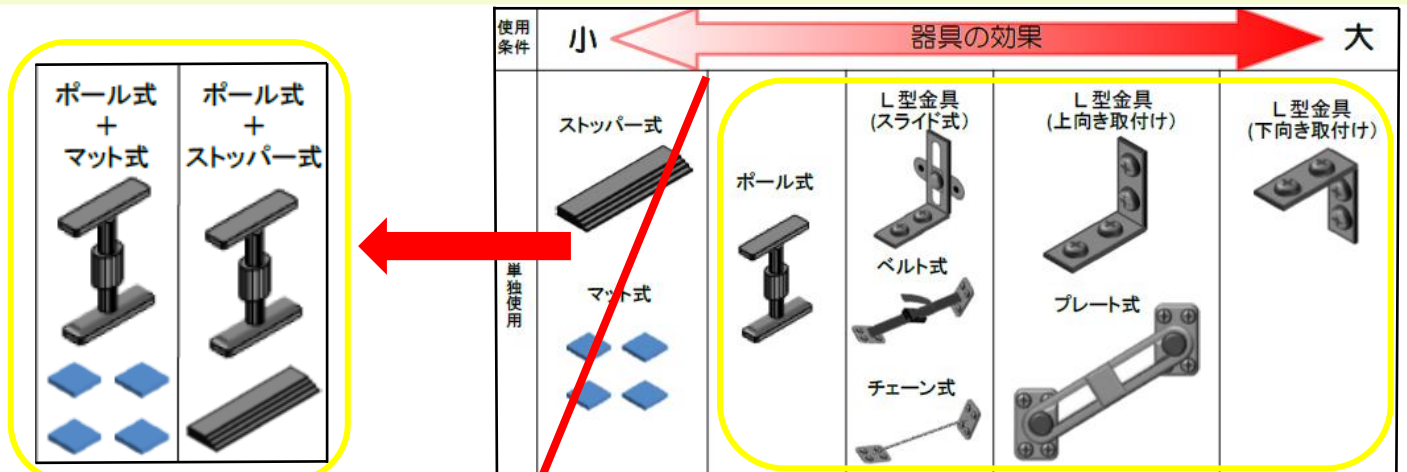
一般社団法人日本配線システム工業会
認証マーク



一般財団法人日本消防設備安全センター
推奨マーク

出典：経済産業省

家具転倒防止器具の種類



※ 黄枠内の器具が補助対象です。

※ マットやストッパーなどの補助器具は、家具転倒防止器具と同時に購入した場合のみ、補助対象となります。

出典：東京消防庁 HP

自宅でできる地震対策を！